

中国特許法(専利法)の改正に伴う特許法実施細則、特許審査指南(ガイドライン)の改正及びその施行(2024 年 1 月 20 日)による意匠特許出願上の留意点 【国家知識産権局意匠部編】

前文

2021 年 6 月 1 日付、改正中国特許法が正式に施行され、2024 年 1 月 20 日付け、中国特許法実施細則が正式に施行された。主な意匠特許出願での改正は以下の通り:

- 意匠特許権利期間が 10 年から 15 年に延長され、出願日が 2021 年 6 月 1 日以前は保護期間が 10 年間、出願日が 2021 年 6 月 1 日からは保護期間が 15 年間となった。
- 部分意匠の特許保護が明確にされた。
- 国内優先権主張が可能となり、出願人が意匠設計を中国で第 1 か国した場合、出願日起算し 6 か月以内に国務院特許行政部門に同一の主題の意匠特許出願をする際に優先権を享有できる。
- 意匠特許の有効性評価書(特許権評価報告書)を請求する主体が特許権者、利害関係者(専用実施権者)に加えて、被訴侵害者が新たに加えられた。
- 意匠特許出願には、特許法第 23 条の 2 項(創作性)に明らかに適合するか否かの審査が初級審査で追加される。
- 中国は 2022 年 2 月 5 日に工業品意匠国際登録ハーグ協定(1999 年版)に加盟し、当該協定は 2022 年 5 月 5 日から発効している。

以下、国内優先権、部分意匠、単一性、分割出願、出願書類の補正について紹介する。

1. 国内優先権

特許法第 29 条 2 項

出願人は発明或いは実用新案を中国で最初に特許出願した日より 12 か月以内、**或いは意匠を中国で最初に特許出願した日より 6 か月以内に**、国務院専利行政部門に同一の主題の特許出願を提出した場合、優先権を享有することができる。

(1) 優先権主張の客体

<p>基礎出願(先願)の客体 中国での発明、実案と意匠特許出願</p> 	<p>国内優先権(後願)の客体 中国での意匠特許出願</p> 
---	---

<注意>

国内優先権の基礎とはできない 3 つの状況:

- ① 既に優先権主張をしている;
- ② 既に特許が付与されている;
- ③ 分割出願の規定に属する。

(2)出願人

後願の出願人は、先願の出願人と一致しなければならない。不一致の場合、3か月以内に優先権譲渡の証明書類を提出しなければならない。

(3)国内優先権主張の出願期限

最初の特許出願日から起算し 6 か月以内であること。

(4)権利主題

後願と先願で表示される意匠は同じ主題に属し、同時以下の 2 つを満足しなければならない。

- ① 同じ製品の意匠に属する;
- ② 後願で保護を求める意匠は先願で明確に表示されている。

<注意>

先願が発明或いは実案の特許出願である場合、付属図に表示される意匠と同じ主題の意匠特許出願を提出することができる。

(5)出願続きのポイント

[1] 陳述書の提出

後願の優先権主張書の陳述において、優先権の基礎となる先願の出願日、出願番号と原受理機構の名称を明記しなければならない。

<注意>

- ① 原受理機構は、中国或いは CN と記載する
- ② 後願で先願の書類の副本を提出する必要はない。

[2]手数料の納付

出願人は、出願費用を納付すると同時に優先権主張費用を納付しなければならない。

<注意>

優先権主張日は件数に応じる。80 元/件

(6)国内優先権の活用例

[1]類似意匠の合理的使用

① 類似意匠の追加



先願

後願 意匠 1

意匠 2

② 重複登録の排除(2 件の出願から1件の意匠出願へ)



先願 先願1 先願2



後願 意匠1 意匠2

[2]意匠保護範囲の調整

③ 全体から部分に



名称 カメラ
先願

名称 カメラの絞り
後願 (部分意匠)

④ 部分から全体



名称 カメラの絞り
先願 (部分意匠)

名称 カメラ
後願 (全体意匠)

⑤ 同一全体意匠の A 部分から B 部分に変更



名称 カメラファインダー
先願 (部分意匠)

名称 カメラコントローラー
後願 (全体意匠)

<注意>

後願の国内優先権主張成立後、先願は後願の出願により取下げられたと見做される。但し、先願が発明或いは実案の特許出願である場合、この影響を受けない。

2. 部分意匠

特許法第 2 条 4 項

意匠とは、製品の**全体或いは部分**の形状、模様或いはそれらの組合せ及び色彩と形状、模様の組合せに対してなされた美観に富み、工業的応用に適した新しい創作をいう。

保護を求める製品の部分が分離できない場合、部分意匠の方法で出願し、例えば、「コップの把手」のように出願しなければならない。



(1) 意匠の部分を特許保護受けることができる

■新しい設計であること



咖啡机的萃取器

○コーヒーメーカーの抽出器



茶几的桌面

X テーブルの天板

<注意>

新しい設計かどうかはその全体意匠ではなく、保護を求める出願の状況に基づき判断し、右の図が保護を求める天板は、この製品の分野では一般的な幾何学的形状であり、新しい設計ではない。

■製品上比較的独立した領域を形成し、かつ比較的完全な設計単位を構成していること



剪刀的柄



剪刀的柄



○ 鋏の持ち手

× 鋏の持ち手

<注意>

右図の保護範囲は持ち手と不完全なブレード部分が含まれており、上記の要件を適合しない。

■ 製品の表面の図案のみ、または図案と色彩の組合せのみは不可



餐叉的柄



杯子的图案



○ フォークの持ち手部分

× コップの図案

(2) 特許出願書類の記載

[1] 願書(出願書類)

願書の部分意匠のオプションをチェックする

⑩部分意匠 本件で保護を求めるのは意匠の部分意匠である。

[2] 製品名称

保護を求める部分及びそれが所在する全体製品を明記しなければならない。

例えば、「携帯電話のカメラ」、「電動歯ブラシのブラシヘッド」、「全体製品+部分呼称」

- ・常用される簡略名称が使用できる、例、カップ持ち手(杯把)、靴下のかかと(袜跟)
- ・「全体製品+部分の位置」の方式を使用できる、例、自動車後部(汽车后部)
- ・「全体製品+の部分」のような単純な要約はできない、例、「自動車の部分(汽车的局部)」



例：产品名称

例：製品名称

蒸烤箱的前面板



○ オープンの前面パネル

蒸烤箱的局部

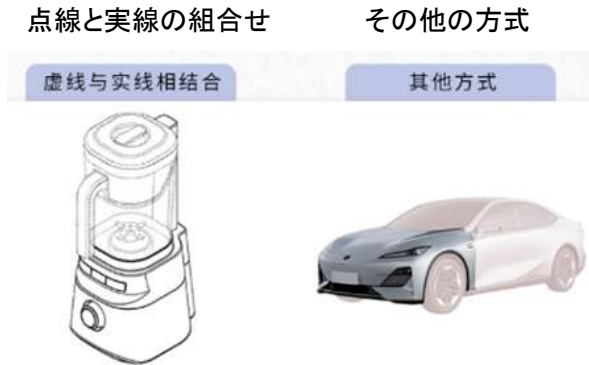


× オープンの部分

(3) 意匠図面或いは写真

[1] 点線と実線の組合せ或いはその他の方式で表示する。

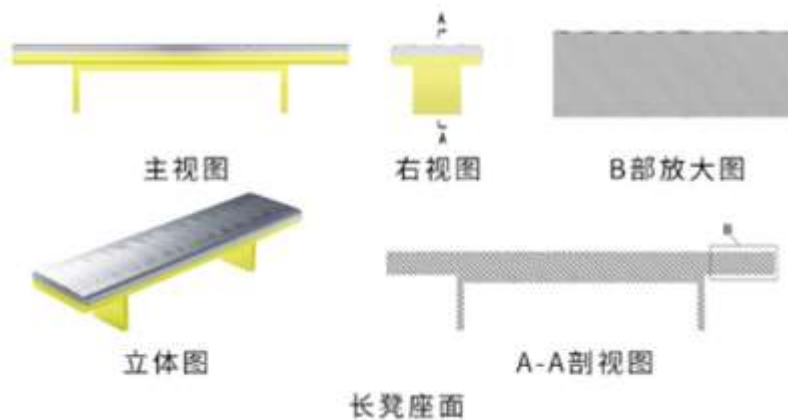
- ・実線で保護を求める部分を表示し、点線でその他の部分を表示する。
- ・その他の方法、例えば、単一色半透明で保護が必要ない部分を覆う。



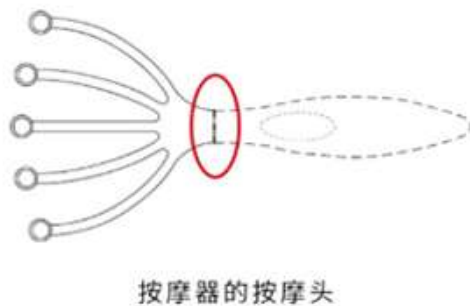
[2] 製品全体の視図を提出し、全体の中の部分の位置や比例関係を明確に示す。

[3] 保護をも求める部分が立体である場合、当該部分を明確に示す立体図(斜視図)を提出しなければならない。

- ・拡大図或いは断面図、切開図などの補助視図を提出することができる。



[4] 保護を求め部分とその他の部分の明確な境界線がない場合、一点鎖線で境界線を表示しなければならない。



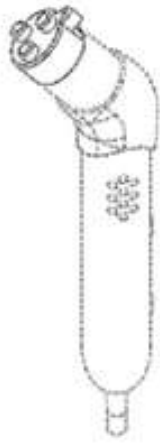
マッサージ器のマッサージヘッド

(4) 簡単な説明

基本的な内容

[1] 製品名称: 請求書と一致させる

[2] 製品用途: 製品の全体的な用途、必要に応じて保護を求める部分意匠の用途を明記しなければならない。



全体用途: 中間周波治療器と併せて使用され、中間周波治療器によって生成された中間周波電流を患者に印加して治療効果をもたらす手具;

部分用途: 患者の皮膚に中周波電流を流すための手具治療ヘッド

中周波治療器の手具の治療ヘッド

[3] 設計要点: 保護を求める部分を含めなければならない

[4] 指定された設計の要点を最もよく示す設計の要点の図或いは写真: 保護を求める部分の意匠を含めなければならない。

(5) 必要な内容

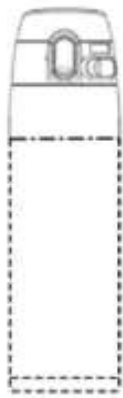
[1] 保護を求める部分の設定を破線と実践の組合せ以外の方法で示す場合、保護を求める部分を明記しなければならない。

例:

本製品は部分意匠であり、赤色の半透明でカバーされていない部分が保護を求める部分である。

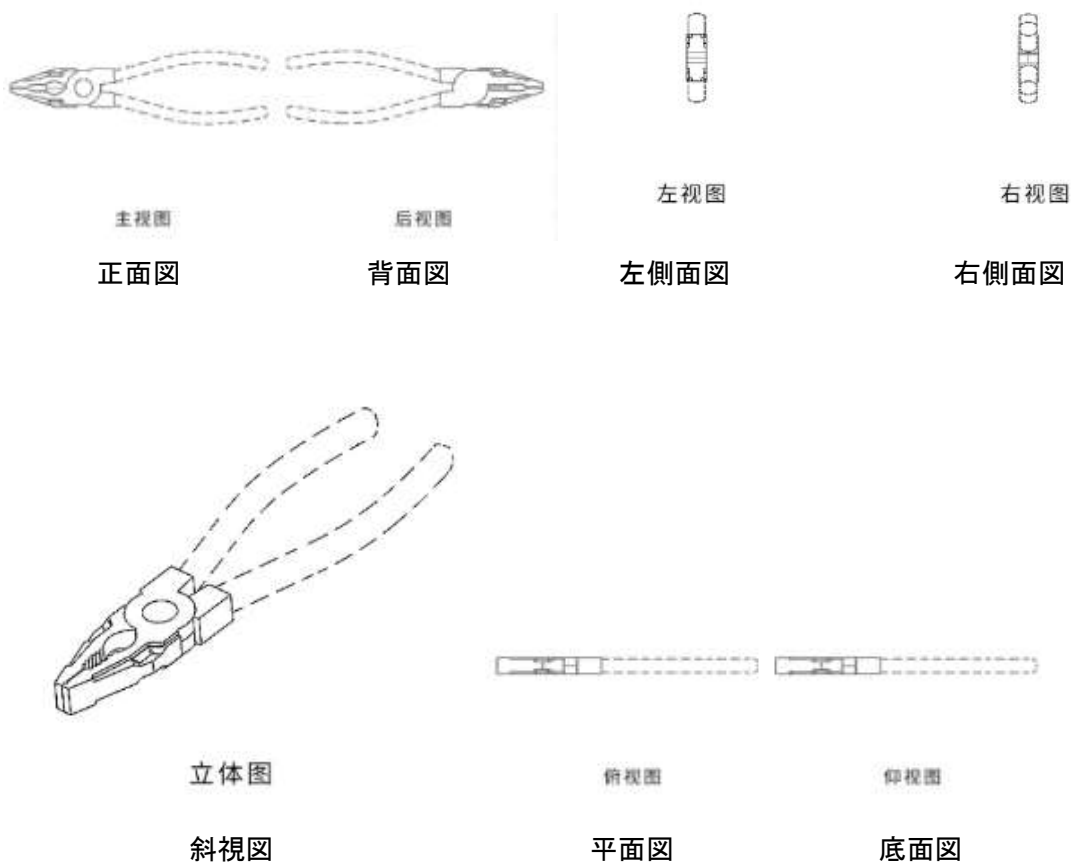


[2] 一点鎖線で保護を求める部分とその他の部分の境界線を示す、必要に応じて簡単な説明の中で明示する。



例：
図中の一点鎖線は、保護を求める部分と
その他の部分の境界である。

(6) 部分意匠特許出願例



1. 本意匠製品の名称: ペンチ頭部
2. 本意匠製品の用途: 全体の用途はペンチであり、
3. 本意匠製品の設計の要点: 保護を求める部分の形状
4. 最も良く設計の要点を示す図或いは写真: 立体図(斜視図)

3. 単一性

1 件の意匠特許出願は 1 件の意匠に限られなければならない。

(1) 同一製品の複数部分を一件の意匠出願可能

以下の要件を満足する必要あり

同一製品＋機能、或いは、設計上の関連性＋特定の視覚的効果

機能的関連性

設計上の関連性



はさみの両方の持ち手

靴の2つのメッシュ面

(2) 2件以上の部分意匠を類似意匠出願可能

以下の要件を満足する必要あり

[1] 同一製品

同一製品とは、各設計と基本設計が適用される製品全体が同一製品であることを意味する。



○ 自動車のフロントグリル



音乐播放器按键

遥控器按键

X 製品全体が不同一の製品

音楽プレーヤーのボタン

リモコンのボタン

[2]同一或いは類似する設計の特徴を備える

■違いが局所的な微細な変化、当該製品の常用設計、設計単位の繰返し配列、色彩のみの変化などである場合。

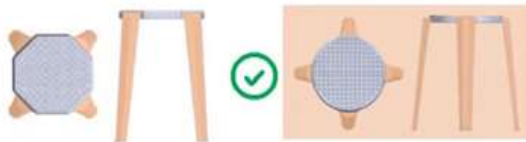
①部分の微細な変化



镜头的主体

○ レンズ本体

②当該製品の常用設計



凳面

○ 座板

③設計単位の繰返し配列



开关面板的按键

○スイッチパネルのボタン

④色彩の要素のみの変化



咖啡壶握手部

○コーヒーポットの持ち手

■違いが全体における部分意匠の位置及び又は比例関係の一般的な変化である場合



○ミュージックプレーヤーのコントロールボタン

(3) 部分意匠は組物意匠として出願不可

4. 分割出願

分割出願できる情況

原出願(親出願)は2つ以上の意匠を含んでおり、分割出願は原出願の1つ以上意匠でなければならず、かつ原出願で表示される範囲を超えてはならない。

原出願:自動車とフロントグリル

原申請:汽车和汽车前部



○親出願

○分割出願:フロントグリル

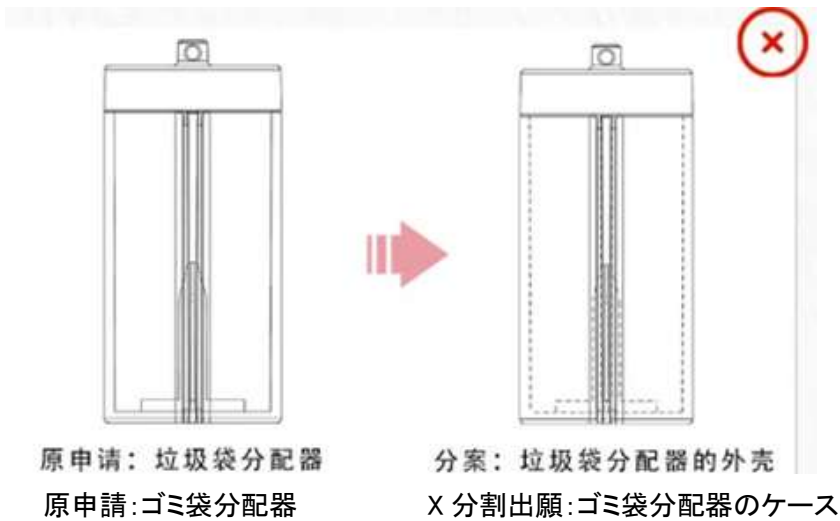
母案:汽车

分案:汽车前部

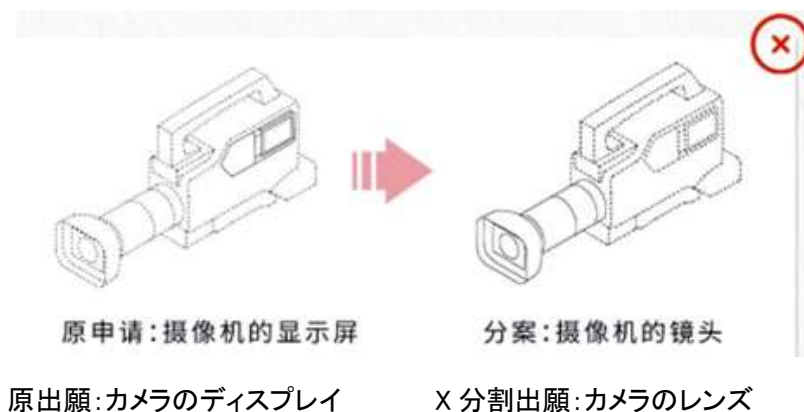
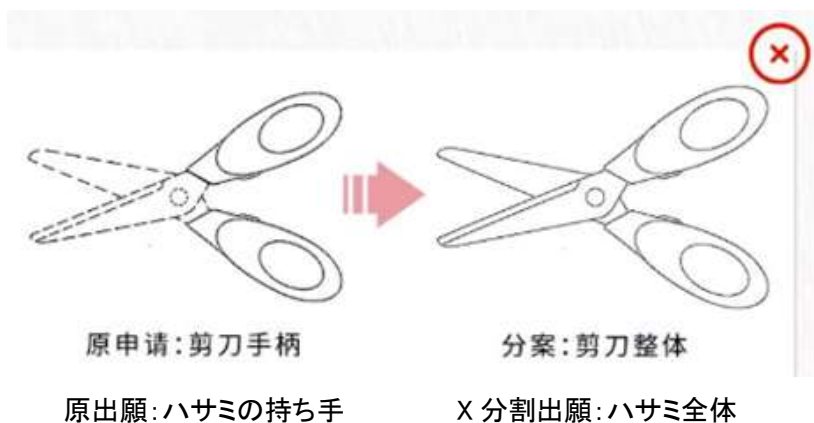


！注意：以下の情況は分割出願不可

(1) 原出願が製品の全体意匠計である場合、その一部を分割出願することは許可されない。



(2) 原出願が製品の部分意匠である場合、その全体或いはその他の部分の意匠を分割出願することは許可されない。



5. 出願書類の補正

以下の要件を満足しなければならない。

(1) 補正は範囲を超えない

図面の補正は、保護を求める部分と保護を求めないその他の部分のいずれも原図面或いは写真に表示されている、或いは直接かつ疑義なく確定されなければならない。

元の範囲を超えていない補正



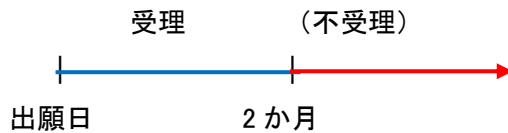
○ 範囲を超えた補正



(2)補正時期

以下の補正方法で原範囲を超えていない場合、2か月以内にのみ自発補正を提出することができる。

- ・全体意匠を部分意匠に変更
- ・部分意匠を全体意匠に変更
- ・製品の A 部分から B 部分意匠に変更



以上

注: 以上は国家知識産権局意匠部門が作成した解説の仮訳であり、当方は何らの責めも負うものではありません。詳細は特許審査指南で確認ください。

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/19/art_3320_189912.html

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/19/art_3320_189911.html

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/19/art_3320_189910.html